

～真の議会改革の意義と問題点～

議会基本条例を制定すれば議会改革と言えるの！？

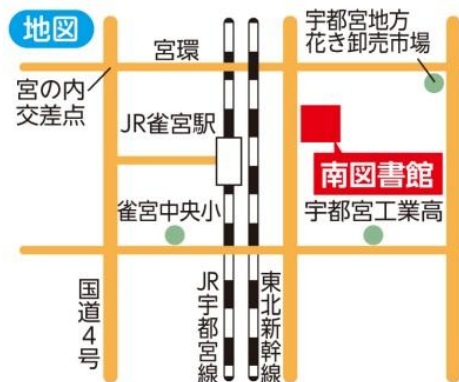
「議会改革」という言葉が全国各地の議会で飛び交っています。「議会基本条例」も全国で約300の自治体が制定しました。それは栃木県内でも同様に、栃木市・鹿沼市・小山市などが条例を制定し、調査検討中の議会も多数存在します。しかし冷静に全国を見渡すと条例制定が最終目標となり、議会改革の意義や本質を見失ったり、徹底した独自の議論の過程を欠いている議会も多数存在します。それで「真の議会改革」と呼べるのでしょうか？

そこで「先進的議会改革」で全国から注目を集める会津若松市と、県内最初の条例制定を果たした栃木市議会から、条例制定のキーマンとなったお二人の議長をお招きしお話を伺います。大変貴重な機会ですので、市民も議員も議会事務局職員も、是非ともお誘い合わせの上ご参加下さい。

日 時：2011年11月24日（木）13時～15時15分

- ・ 基調講演「一人からはじめた会津若松市の議会改革の本質」
会津若松市議会議長 目黒 章三郎 氏
- ・ 基調講演「栃木市の議会基本条例制定までの道のり」
栃木市議会議長 大川 秀子 氏
- ・ その後、県内各地の報告や質疑応答を予定

会 場：宇都宮市南図書館多目的ホール



JR雀宮駅東口より徒歩5分
／宇都宮市雀宮町56-1
／電話028-653-7609

参加費：無料

(資料代や講師料などとして1000円程度のカンパを御協力頂ければ助かります)

申込み：必要 (資料作成の関係上、お手数でも事前にお申し込み下さい／定員150名)

TEL：028-627-2333 / FAX：028-627-1838

mail：info@nishi-hiroshi.com

主 催：地方自治を学ぶ会 <http://chihoujichi.jimdo.com/>

世話人 西 房美 028-627-2333 / 宮沢昭夫 0287-48-0057